

令和7年度仙台を拠点とした東北日帰り観光促進事業  
仕様書

仙台市文化観光局東北連携推進室

1. 委託業務名

令和7年度仙台を拠点とした東北日帰り観光促進事業

2. 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3. 業務目的

全国に先駆けて人口減少が進む東北地方だが、全国に占める宿泊者数のシェア、ブロック別の平均泊数、県外旅行者比率が他地域に比較して低く、域外からの誘客を促進するとともに、泊数や観光消費額の拡大を図る必要がある。

令和5年度仙台市観光実態調査において、2023年に本市を訪れた観光客のうち、6割超が松島エリアや隣県を中心とした仙台市外も訪問しており、宿泊場所のデータからは、東北観光の拠点として本市に宿泊する層が一定程度存在していることが確認できる。本市のみを訪問した観光客よりも、本市を含めた東北観光を実施した観光客の方が、再訪意向が高く示されているなど、本市を訪れる観光客においては、広域観光への期待も大きいと考えられる。

また、東北は多様な観光資源が点在しており、二次交通が十分とは言い難い地域も多く、東北広域での地域活力の維持拡大にあたっては、公共交通機関だけでなく、自動車を利用したドライブ観光の推進による面的な交流人口の拡大が必要である。

東北の中で比較的多くの旅行者が来訪し、首都圏及び東北へのアクセスの起点となっている本市において、市内の観光資源の磨き上げや受入環境整備を強化するとともに、本市の宿泊施設に宿泊しながら日帰りでの東北観光を提案することで、旅行者に対して魅力的な旅の選択肢を多く提供し、本市への宿泊、仙台・東北への誘客及びリピーター増による観光消費額の拡大を図る。

4. 本事業の主要なターゲット

仙台・東北への興味関心・認知が十分と見込まれる、本市へ来訪している、または来訪を検討している旅行者・宿泊者を主なターゲットとして設定し、仙台を拠点とした東北観光のスタイルを提示することで、本市宿泊者の増加を図る。

5. 業務内容

(1) 仙台を拠点とした東北日帰り観光の情報発信

- 仙台を拠点とした日帰り東北観光の旅行スタイルの普及・浸透を図るため、ターゲットに対して、仙台発着の日帰りモデルコースや本市における朝夜コンテ

ンツ、当室が別事業にて作成する「仙台を拠点とした二泊三日のモデルコース記事」の情報発信を行うこと。

- ・ 情報発信は、主に旅行者向けフリーペーパー等の広く頒布が可能な紙媒体にて実施することとし、宿泊施設や観光施設などに配架すること。
- ・ 加えて、ウェブメディアへの記事掲載等のオンライン媒体も活用することで、重層的に本事業のターゲットに対する情報発信を実施すること。
- ・ なお、日帰りモデルコースや本市における朝夜コンテンツの情報発信にあたっては、発注者が運営する「仙台から東北を巡る観光情報サイト moreTOHOKU (<https://more-tohoku.jp/>)」に掲載されている情報を活用することとするが、新規モデルコース等造成、掲載外スポットの活用は妨げないものとする。
- ・ また、「仙台を拠点とした二泊三日のモデルコース記事」の掲載について、本市別事業の受注者と画像及びテキストの授受等の必要な調整を行うこと（画像およびテキストは6月下旬頃に提供可能となる予定）。
- ・ いずれの媒体においても、【令和7年8月22日（金）】までに情報発信を開始すること（紙媒体については各所への納品完了、オンライン媒体については配信開始を情報発信の始期とみなす）。
- ・ なお、本市別事業の首都圏での関連イベントにて本業務で作成する紙媒体の配布を予定していることから、通常の配架分とは別に13,000部を用意し、発注者が指定する先に納品すること。

## (2) レンタカーを活用した日帰りドライブ観光の推進

令和5年度仙台市観光実態調査にて、4割以上の仙台観光者が、観光地までの移動手段として自動車を使用していることが確認されており、仙台・東北におけるドライブ観光の需要が大きいものと考えられる。

一方、世帯当たりの自家用乗用車普及台数は近年減少傾向にあり、旅行先でのレンタカー需要は今後さらなる拡大が予想される。そこで、前述した5.(1)の情報発信も一体的に活用するなど、レンタカーを活用した日帰りでの東北ドライブ観光推進の取組を提案し、実施すること。

## (3) 実施結果の分析、次年度に向けた提案及び報告書の作成

- ・ 上記の業務結果を取りまとめ分析したうえで、次年度に向けた提案を行うこと。分析及び次年度に向けた提案を報告書とし、納入期限までに提出すること。

形 式：A4×5部 及び PDF形式

納入期限：令和8年3月13日（金）

## 6. 事業実施にあたっての留意事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施するものであり、事業費の対象経費には個人給付に関する制限がある

ことから、プロモーション時において、プレゼント代など対象外経費であるインセンティブ経費を本事業費から支出しないこと。

## 7. 業務に関する提案

- ・ 受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第3項の目的を達成するためにより良い手法、技術またはアイデアがあるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

## 8. 契約に関する条件等

### (1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

### (2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

### (4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

## 9. その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

**【考慮する目標及び目指す効果目標について】**

目指す効果目標（アウトプット）

情報の延べリーチ数	30,000
-----------	--------

(以上)